自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

<自動継続型>

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載 (以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に 自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、こ の預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下第2条第1項および第2項において同じ。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした この預金の利息の支払いは、次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした この預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期払利息は、あ らかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に 組入れて継続します。

- ③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) 当金庫の債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当の事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。
- (5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満・・・・・解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満・・約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満・・・約定利率×70%
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満・・・・約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%
- ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした 預金の場合
 - A 6か月未満・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満・・・・約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満・・・・・約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満・・・・約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- G 3年以上4年未満・・・・・約定利率×80%
- H 4年以上5年未満・・・・・約定利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上